

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年10月22日～2020年10月28日)

令和2年(2020年)10月30日

H E A D L I N E S	
<p>政治</p> <p>憲法法廷による胎児の先天性異常を理由とする人工妊娠中絶に関する違憲判決 新型コロナ対策法案の改正案の下院可決 新たな新型コロナウイルス感染症対策措置の発表 ドゥダ大統領の新型コロナウイルス感染 動物保護法改正案の下院農業委員会での審議中止の発表 憲法法廷の違憲判決に対する抗議活動についてのカチンスキ「法と正義」(PiS)党首・副首相の発言 ラウ外相とシャルトー・ハンガリー外相との会談 ラウ外相のジュネーブ・コンセンサス宣言署名式への出席 NATO 国防相会合 国連創設75周年に際してのラウ外相のメッセージの発出 ラウ外相とビルタ・ルワンダ外相との電話会談 臨時の軍病院として民間施設を利用 ブワシュチャク国防相、新型コロナウイルス感染症への感染を確認 ポーランド軍の新型コロナウイルス感染症対策支援 ラウ外相とコルチョク・スロバキア外相とのビデオ会談 アンジェイチャク統合参謀長、NATO 作戦連合軍最高司令部副司令官と会談</p>	
<p>治安等</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策にかかる制限措置に反対する抗議集会 テロ容疑で拘束されていたレバノン人を強制送還 抗議デモに対するカミンスキ・内務・行政大臣の声明 中国による情報収集活動に関する報道</p>	
<p>経済</p> <p>政府、追加の経済支援策を発表 2020年予算修正案 2020年第1四半期及び第2四半期のGDP成長率 9月の失業率 ポーランドでのリモートワーク状況 サイバーセキュリティ関連動向 PGE グループによる太陽光発電所の建設 ポーランド電力会社等によるフィンランド電力会社資産の入札 気候変動対策関連動向 原子力関連動向</p>	
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ) 文化行事・大使館関連行事</p>	<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先:大使館領事部 電話:26965005 Fax:5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>

在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	
政 治	
内 政	

憲法法廷による胎児の先天性異常を理由とする人工妊娠中絶に関する違憲判決【22日】

22日、憲法法廷は、胎児に深刻かつ不可逆的な損傷または不治あるいは生命に関わる病気がある可能性が高い場合に、人工妊娠中絶を認める現行法は違憲であると判示した。憲法法廷は、人命は全ての発達段階において価値を持ち、法律によって保護されなければならないと判示した。また、プシュウェンスカ憲法法廷長官は、優生保護的な実行を合法化し、胎児の生命の権利を胎児の健康に依存させる規定は憲法に適合的でない、と述べた。

現行法によれば、胎児の先天性異常の場合に加え、レイプまたは近親相姦による妊娠の場合と母体に危険が及ぶ場合に中絶が認められるが、ポーランドにおける中絶のほぼ全てが胎児の先天性異常を理由として行われており、今回の憲法法廷の判決は、実質的に中絶を全面的に禁止することを意味する。

同日夜には、女性団体等がワルシャワ市内において抗議活動を行い、憲法法廷、PiS本部、カチンスキ党首の自宅へとデモ行進したのに対し、一部の抗議参加者が過激化し、警察に拘束される事態となった。また、同判決以降、ワルシャワ、グダンスク、クラクフ、ポズナン、ブツワフ等の主要都市を含む180以上の都市において連日抗議活動が継続しており、一部の都市においては、教会の破壊や同判決を支持する右派グループとの衝突など抗議活動が過激化し、負傷者や警察による拘束者が発生する事態となっている。

新型コロナ対策法案の改正案の下院可決【22日】

22日、下院は、「法と正義」(PiS)が提案した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策関連法の修正案について、賛成423票、反対11票、棄権9票で可決した。同修正案は、19日に下院に提出されたが、野党から50以上の改正案が提出され、法案の審議は11時間以上に及んだ。同修正案は、新型コロナウイルス感染者に対応する医療従事者の給与の引き上げ及び隔離となった場合の手当支給、非EU圏の医師資格を持つ専門医に対するポーランド国内における雇用手続の簡略化、新型コロナウイルス感染者に対応する研修医に対する医師試験の免除、医療従事者が新型コロナウイルス感染者の治療にあたって無重過失で違法行為を行った場合の刑事責任の免除等を含んでいる。

26日、同修正案は、40以上の修正を含む形で上院を通過し、27日には、医療従事者に対する無料

検査を実施するための基金の設立を含む上院による修正案の一部を削除する形で下院を通過した。

新たな新型コロナウイルス感染症対策措置の発表【23日】

23日、モラヴィエツキ首相及びニエジェルス保健大臣は記者会見を行い、新たな制限措置の導入について発表した。同首相は、同会見において、目下の感染速度の速さへの危機感を示し、仮に10日～14日後に状況がさらに深刻化している場合には、一層強力な制限措置を検討しなければならないとするとして、国民に対し慎重な行動を強く求めた。

新たな対策措置は、ポーランド全土の赤ゾーンへの指定、配達やテイクアウトを除く2週間の飲食店の営業停止、4～8年生(注:日本の小学4年～中学2年生に相当)の授業のリモートでの実施、70歳以上の高齢者の移動制限、公共の場でのイベントや集会等の最大5人までの人数制限等を含み、24日から有効となる。

ドゥダ大統領の新型コロナウイルス感染【24日】

24日、スピハルスキ大統領府報道官は、ドゥダ大統領が新型コロナウイルス感染症の検査の結果、陽性であったと発表した。同日午後、ドゥダ大統領は、ツイッターでビデオ・メッセージを投稿し、体調は良好であり、リモートで職務を遂行することを報告するとともに、国民に対してマスクの着用や手洗い、ソーシャルディスタンス等を励行し、特に高齢者への配慮と支援を呼びかけた。

動物保護法改正案の下院農業委員会での審議中止の発表【27日】

27日、テルス下院農業委員長は、同日予定されていた動物保護法改正案に対する上院の修正案についての審議は中止になったと発表した。同法案は、14日に、儀式における鳥類殺害に対する例外規定や移行期間の設定等の修正を含む形で上院を通過しており、今後、下院で再度審議される見込みとなっていた。

憲法法廷の違憲判決に対する抗議活動についてのカチンスキ「法と正義」(PiS)党首・副首相の発言【27日及び28日】

27日、カチンスキ副首相(「法と正義」(PiS)党首)は、連日の憲法法廷を巡る抗議活動について、野党は、新型コロナウイルス感染拡大の状況において抗

議活動を助長する「犯罪者」であり、自分たちの「汚い利益 (dirty interests)」のためにポーランドを破壊しようとしている、と発言した。また、同党首は、教会は抗議活動による攻撃から保護されなければならず、全てのPiS党員及び支援者に対して、あらゆる犠牲を払ってでも教会の保護に取り組むことを求める、と述べた。

28日、ドゥダ大統領は、自身は優生保護を理由とする中絶には反対であるとしつつも、抗議活動に参加する女性たちの置かれた状況を理解すると述べ、

より明確な新しい規制が必要であり、女性の健康と権利を配慮し、社会的平和をもたらすための解決策に取り組む用意があると表明した。また、同日、同大統領の娘であるキング大統領補佐官は、胎児が出生後すぐに死亡する可能性が高いような場合に中絶をするかの決断は、その後の人生において自身の決断の結果に直面することになる母親の良心に委ねられるべきであり、この問題を解決するため、早急に賢明な妥協策を見つけることを議会に対して求める、とツイートした。

外交・安全保障

ラウ外相とシャールトー・ハンガリー外相との会談【22日】

22日、ラウ外相は、ワルシャワを訪問したシャールトー・ハンガリー外務貿易大臣と会談を行い、開発プロジェクトや人道支援といった分野を含む二国間協力の発展及びポーランド議長国下におけるV4における地域協力について議論した。また、両外相は、EUの次期多年度財政枠組(MFF)及び移民協定についても議論した。同会談において、ラウ外相は、コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、V4による協力がより一層重要となっていると強調した。

ラウ外相は、シャールトー外相に対して、ポーランドが主催する宗教及び信念の自由に関する国際会議への参加を呼びかけた。同会議は、11月16日及び17日にバーチャル形式で開催される予定である。

ラウ外相のジュネーブ・コンセンサス宣言署名式への出席【22日】

22日、ラウ外相は、ワシントンDCにおいてバーチャル形式で開催されたジュネーブ・コンセンサス宣言の署名式に出席した。同外相は、同宣言は、人命の保護に対するコミットメントを再確認し、社会の基礎的単位としての家族を強化し、女性のより良い健康を達成することを目的としている、と述べた。この他、同宣言は、家族が社会によって保護される権利を有していることや女性が家庭や家族の健康と社会の発展において重要な役割を果たしていることについて確認している。

また、同外相は、いかなる場合においても中絶は家族計画の手段として促進されるべきではなく、医療制度内における中絶に関する措置は、それぞれの国家の司法プロセスにしたがって、国家または地方レベルによってのみ決定されるべきであると強調した。

同宣言には、米国、ブラジル、エジプト、ハンガリー、インドネシアを含む約30か国が署名した。

NATO国防相会合【22-23日】

22-23日、テレビ会議方式により、NATO国防相会合が行われ、新たにNATO宇宙センターをラムス

テイン(独)の空軍司令部に創設することが決定された。このセンターは、同盟国の宇宙における活動の調整を円滑化し、偵察衛星の使用や同盟国の宇宙システムを保護するとともに、宇宙からNATOの作戦及び任務を支援する。また、同会合では、高まるロシアの核ミサイル能力を重大な課題として議論が行われた他、新START交渉延長に関する事項、トルコ、ギリシャ及びキプロス間の東地中海における紛争、並びにアフガニスタン、イランにおけるNATO任務等についても議論された。

国連創設75周年に際してのラウ外相のメッセージの発出【23日】

23日、ラウ外相は、国連創設75周年を記念するメッセージを発出した。同外相は、国連が持続的発展の目標を追求し、国際平和と安全保障のために取り組み、人権を保護及び促進してきたことについて言及しつつ、ポーランドの国連安保理非常任理事国としての役割や国連平和維持ミッションへの関与といった具体的な貢献について強調した。また、同外相は、国連憲章に従い国際関係を発展させ、国連を維持・促進することはポーランドの国益であり、国連の役割は争いようがなく、これに代替する機関は存在しない、と結論づけた。

ラウ外相とビルタ・ルワンダ外相との電話会談【23日】

23日、ラウ外相は、ビルタ・ルワンダ外相と電話会談を実施した。両外相は、二国間関係、国際場裏における協力、EUとアフリカ連合(AU)の関係、アフリカ大陸自由貿易圏(AfCTA)について議論した。

臨時の軍病院として民間施設を利用【24日】

24日、ブワシュチャク国防相は、新型コロナウイルス感染症対策専用の臨時の病院としてワルシャワ市内のEXPO21センターを活用することを決定した。同施設は、11月16日から稼働する予定である。

ブワシュチャク国防相、新型コロナウイルス感染症への感染を確認【25日】

25日、ブワシュチャク国防相は、自身のツイッターにおいて、新型コロナウイルス感染症検査の結果、自身が陽性であったことを発表した。同検査は、同国防相が感染者との濃厚接触後、隔離期間中に行われたものである。

ポーランド軍の新型コロナウイルス感染症対策支援【26日】

26日、国防省は、軍兵士等3,600名規模の態勢で新型コロナウイルス感染症対策の支援を行っていることを発表した。国内の192か所で同ウイルスのテストサンプルの収集を行うとともに、200の病院を支援している。

ラウ外相とコルチョク・スロバキア外相とのビデオ会談【26日】

26日、ラウ外相は、コルチョク・スロバキア外相とビデオ会談を実施した。両外相は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により開催することができなかった政府間協議について、2021年春の開催に向

けて準備していくことを確認した。また、ラウ外相は、ヴィア・カルパティア・プロジェクトにおけるスロバキアでの道路建設を加速化させる必要性について強調した。

両外相は、ロシアとの関係における東方政策やポーランド独仏のワイマール・トライアングルでの協力について議論した。さらに、ラウ外相は、新型コロナウイルス感染症に対するV4諸国の協力、特に定期的な情報交換が可能となったことについて満足の意を表明した。

アンジェイチャク統合参謀長、NATO 作戦連合軍最高司令部副司令官と会談【27日】

27日、アンジェイチャク統合参謀長は、ラドフォード NATO 作戦連合軍最高司令部副司令官と会談し、NATO 東方地域における安全保障の強化に関する課題について議論した。また、同会談では、同盟国部隊が如何に作戦に関与するかについても意見交換が行われた。

治 安 等

新型コロナウイルス感染症対策にかかる制限措置に反対する抗議集会【24日】

10月24日(日)から開始された政府の新型コロナ対策感染症にかかる対策措置に反対する抗議集会が、文化科学宮殿前(ワルシャワ)で開催された。ワルシャワ首都警察によると、参加者の一部は暴徒と化し、警察官に対して、ガラス瓶や爆竹を投げつけるなどの攻撃を行い、警察官4名が負傷したという。また、同警察は、参加者のうち278名を逮捕したと発表した。多くの参加者はマスク等で鼻や口を覆っていないとされる。

テロ容疑で拘束されていたレバノン人を強制送還【26日】

公安庁(ABW)は、欧州でのテロに関与していたとされるレバノン人(61歳)を10月16日に強制送還したと発表した。ABWによると、当該レバノン人は、西欧でテロ攻撃を組織、実行するためのネットワークをポーランドなどEU各国で構築しようとしていたという。同人は、ポーランド滞在中、いわゆるイスラム国とインターネットを介して恒常的に連絡を取っていたほか、イスラム国と関連を有するEU域内滞在者とも連絡を取っていたとされる。また、シリアに滞在するイスラム国構成員に対する財政的支援を行っていたとのことである。同人は4月16日に国境警備隊によって逮捕されており、今後5年間は、ポーランド及びその他シェンゲン領域への入国が禁止される。

抗議デモに対するカミンスキ・内務・行政大臣の声明【28日】

カミンスキ・内務・行政大臣は、最近連日のように全国各地で行われている抗議デモにおいて、宗教施設を狙った無法な行動が行われているなどとする声明を発表した。同声明では、先週末だけでも、386か所の教会が警察により護衛され、うち22か所がミサの最中に襲撃を受け、79か所で建物に傷が付けられたと指摘した。また、こうした行動には社会的なコンセンサスは存在せず、これまでも、そしてこれからも国のコンセンサスは存在しないと強調し、今回の事案に関連するだけでも、76名が拘束され、101のケースでは、警察と検察が適切な手続きを行ったと述べた。その上で、抗議の指導者や主催者によって発表された攻撃と冒涇といった一連の試みを鑑み、自分の権限の下、決定的な行動を取るようになるだろうと強調した。

中国による情報収集活動に関する報道【28日】

Gazeta Polska紙は、豪シンクタンク「Internet 2.0」が9月中旬に明らかにした振華データ信息技术有限公司(Zhenhua Data Information Technology)による個人情報の収集について、同会社がポーランドの政府高官や政治家などの情報も収集していたと報じた。同紙によると、同データには3,000名以上のポーランド人の氏名が記載されており、退職者、現職を問わず政府高官や政治家、及びその家族に関する個人情報が含まれていたという。同紙によると、同シンクタンクは、同データベースに記録されていた約240万件の情報のうち、約10%の復元に成功したとしているが、今回明らかにされたデータにはドウダ大統領や連立右派政権の主要政治家などの情報

は掲載されていなかったとのことである。

経 済

経済政策

政府、追加の経済支援策を発表【27日】

27日、モラヴィエツキ首相は、ゴヴィン副首相兼開発・労働・技術大臣及びコシチンスキ財務・基金・地域政策大臣と共に記者会見を行い、COVID-19感染予防のための制限措置強化により特に影響を受けた企業等（飲食店、イベント業者、フィットネス・スポーツ施設等）に対する経済支援策を発表した。同支援策は総額18億ズロチ（約3億9,300万ユーロ）で、17万社以上、40万人が支援対象となるという。モラヴィエツキ首相は、支援期間は2020年11月を対象としているが、制限措置が延長される場合には対象期間を拡大する可能性があるとした。支援対象となるのは、2020年10月と11月に収益が対前年比40%以上減少した企業・事業主で、社会保障費の支払い免除や休業補償、補助金支給等の支援を提供する。

2020年予算修正案【27-28日】

27日、上院は2020年予算修正案に対する4つの修正提案を可決した。同提案には、医療サービス予算の20億ズロチ（約4億3,500万ユーロ）の増額や教育部門の補助金の30億ズロチ（約6億5,200万ユーロ）の増額等が含まれている。上院は、これら増額分について、国防予算や予備費の減額によって賄うとした。28日、下院は上院の修正提案のうち3つを棄却し、残りの1つである債務元利未払金及びEU予算決済勘定への7億ズロチの割当てを認め、2020年予算修正案を可決した。当初予算案ではプライマリーバランスの均衡を予定していた新型コロナウイルス感染症への対応等により、修正予算案では1,093億ズロチの財政赤字を見込んでいる。

マクロ経済動向・統計

2020年第1四半期及び第2四半期のGDP成長率【22日】

中央統計局（GUS）は、2020年第1四半期及び第2四半期のGDP成長率について、それぞれ1.9%及びマイナス8.4%と発表した（第1四半期については、当初予測では2.0%と発表していた）。

9月の失業率【23日】

中央統計局（GUS）によれば、9月の失業率は6.1%（対前月比同）で、9月末時点の登録済み失業者数は102万3,700人となった（8月末時点では102万8,000人）。

ポーランドでのリモートワーク状況【26日】

ポーランド経済研究所（PIE）によると、10月21日時点の統計で、ポーランド国内でコロナ禍においてリモートワークを行った従業員の割合は27%と全体の3分の1以下となっている。他方で、OECD諸国では同割合は約40%となっている。PIEの専門家によると、2020年第1四半期末時点では11%、第2四半期末時点では10.2%の従業員がリモートワークを実施したという。同専門家は、ポーランドにおけるリモートワークの割合が他のOECD諸国と比較して少なくなっているのは、雇用の約40%を工業部門が占めるという経済構造によるものと説明した。また、半数以上の労働者がサービス部門に従事しているものの、その多くが商業や輸送業など職場への常駐を必要とする業種に就いているという。

ポーランド産業動向

サイバーセキュリティ関連動向【26日】

ポーランド国鉄PKPグループは、セキュリティ研究機関NASKと協力してサイバーセキュリティのレベルを向上させることを計画している。PKPはNASKと鉄道研究所と情報共有・分析センター（ISAC-Kolej）の設立に合意した。同センターの目的は、サイバーセキュリティに関連する事象についての知識と経験を継続的に共有することである。これにより、鉄道輸送のセキュリティが向上し、国内外のサイバーセキュリティチームとの協力関係を改善することができるとしている。アダムチク・インフラ大臣は、今回の合意書署名について、経済の戦略的支柱の一つである

鉄道部門にとって重要な一歩となったと述べた。さらに、今日の世界ではデータ通信ネットワークのセキュリティが非常に重要であることを強調した。PKPのマンスキCEOは、データ通信ネットワークに対する攻撃が増加していると指摘した。

PGEグループによる太陽光発電所の建設【26日】

PGEグループのPGE Energia Odnawialnaは、容量1MWの太陽光発電所PV Bliskowiceを立ち上げた。この太陽光発電所は、1.8ヘクタールの面積に350Wのパネル約3,000枚を搭載している。同パネルは、日照量が少ない場合でも、天候に関係なく

エネルギーを生産することができる」とされている。同社は、これが PV 投資の始まりであると発表した。PGE は、10年以内に総容量3GW の太陽光発電所を建設し、ポーランドの再生可能エネルギー市場での主導的地位を強化したいと考えている。そのために、すでに1,600ヘクタール以上の土地を確保している。

ポーランド電力会社等によるフィンランド電力会社資産の入札【27日】

PGE、PGNiG、ポーランド開発基金(PFR)等によるコンソーシアムは、フォーラム(フィンランド電力会

社)がバルト三国、ポーランドに保有する熱発電所と暖房ネットワークの資産に入札した。フォーラムは、ザブジェとチェンストホバで高い技術のコジェネレーションプラントを運営しており、昨年は3.3TWhの熱と0.6TWhの電力を生成し、EBITDAは4,300万ユーロに達した。また、ポーランド国内で900kmを超える暖房ネットワークを運営している。2019年、同社の電力販売は1,557GWhに達し、そのうち50GWhは小売消費者に供給された。ガス供給量は4,055GWhに達し、そのうち110GWhが家庭に販売された。

エネルギー・環境

気候変動対策関連動向【23日】

ポーランドは、EUフォーラムにおいて貧しい国が気候変動対策にともなう電気料金の増加から家計を守るための基金の設立を提案した。チェトヴィルティンスキ気候・環境副大臣は、気候変動政策の検討において最も重要なことは、追加的な負担、特に貧しい人々への負担を生まないようにすることであると述べた。ポーランドは排出権取引制度の変更を提案しており、CO2の排出に関する証明書による収入を気候変動政策により最も影響を受ける地域に向けることを提案している。

原子力関連動向【25日】

欧州原子力産業協会(FORATOM)は、ポーランドと米国の間で締結された原子力協力協定について、

EU加盟国が原子力発電所を複数の目標(エネルギー安全保障、CO2削減)を達成する解決策として見ることが確認された「前向きなシグナル」だと評価した。他方、ブリュッセルのコンサルティング会社ゲート・ブリュッセルのローベル CEO によると、ポーランドでの原子力発電の開発には公的支援が必要だという。また、政府が想定する原子力発電所の建設には、公的援助のための欧州委員会の承認が必要であり、ナウムスキ戦略エネルギーインフラ担当政府全権委員は、ECの支援が極めて重要であると述べた。なお同委員は、米国との政府間協定調印の際、ポーランドが米国の提案を選択するとは決めていないと述べている。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染がさらに拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。

9月1日には学校が再開しましたが、幼稚園、保育園の活動に制限があります(各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください)。10月24日からポーランド全地域が赤ゾーンに指定され、今まで以上に厳しい制限が課されています。全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じます。公共交通機関では、搭乗できる人数が着席の有無にかかわらず座席数までに制限され、商店等では、人と人の間に1.5メートル以上のソーシャル・ディスタンスを取ることとなります。また、同24日から2週間の間、飲食店内での飲食は禁止されます(デリバリーのみ)。マスク等で口及び鼻を覆う義務は、行政機関、サービス等を提供する店及び職場でも適用されます。今措置については、国家警察本部が同義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ)

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、10月26日(月)より当面の間入館を見合わせます。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しくお願いたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事**【予定】オンラインセミナー「日本の文学」【11月3日(火) 10:00時】**

グロジスク・マゾヴェツキ市立図書館主催によるオンラインセミナー『日本の文学』が開催されます(ポーランド語)。参加費は無料です。

開催場所: グロジスク・マゾヴェツキ市立図書館のフェイスブックページ: www.facebook.com/events/739322423669843/

詳細: www.biblioteka.grodzisk.pl/szkolenie-z-literatury-japonskiej/

【予定】「日本文化デー・スヴァウキ2020」【11月6日(金)～8日(日)】

スヴァウキ市にて、スヴァウキ市合気道クラブ主催による『日本文化デー・スヴァウキ2020』が開催されます。映画上映、武道デモンストレーション、日本刀の展示、書道と日本料理に関する講演会とワークショップが予定されています。入場は無料です。

場所: スヴァウキ市文化センター、スヴァウキ市スポーツセンター、マリア・コノプニツカ博物館、映画館「Cinema Lumiere」

【予定】展覧会「Paradise 101」【11月15日～2021年12月14日】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「Paradise 101」が開催されます。ポーランドの写真家アーティスト、ヴォイチェフ・ヴィエテスカ(Wojciech Wieteska)によって撮影された、日本の平成時代の社会における変化を表現した写真展です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, 30-302 Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/paradise-101>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (news@mail.wr.mofa.go.jp)